

令和7年第8回（8月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月27日（水） 午後2時48分開会
午後3時40分閉会

- 2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3-2

- 3 出席者

教育長	鵜田 道雄	教育長職務代理者	中村 伸子
委 員	高野 隆晃	委 員	若林 洋子
委 員	石井 正己		

- 4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 （教育総務課長）	近藤 英明
教育部参事 （学校教育課長）	鈴木 大介	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	学校給食センター 所長	塩谷 利之
郷土博物館長	西原 崇浩	中央図書館長	柏木 喜男
市民会館長	齊藤 秀夫	総合教育センター 研究指導主事	柴崎 昌紀
教育総務課副参事	浦邊 宜文	教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

- 6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 令和6年度事務対象袖ヶ浦市教育委員会の点検・評価について

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和7年度一般会計補正予算（第3号））

報告第2号 臨時代理の報告について（袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第6 その他報告

（1）令和6年度郷土博物館の運営に関する点検と評価について

（2）令和6年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

（教育長）

令和7年第7回袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

（教育長）

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

（教育長）

高野委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・部長・教育委員から報告】

日程第4 議案

議案第1号 令和6年度事務対象袖ヶ浦市教育委員会の点検・評価について

(教育長)

議案第1号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長(教育総務課長))

議案書9ページ、参考資料2ページと別冊資料を併せてご覧ください。

点検・評価の内容につきましては、6月の協議会において各シート内容についてご説明させていただいているところでございます。その内容に対し7月2日に有識者を含めた意見調整会議を行い、各有識者からの意見を各シートの最後の欄に記載しております。この内容につきまして、庁内会議を経て、その際に点検・評価に一部修正点がありましたので、参考資料2ページをご覧ください。「2 庁内会議を踏まえた施策の点検・評価シートの主な修正点」でございます。

1点目は、有識者からの意見に「タブレットを活用した授業の充実がうかがえます」と記載があるが、記載の内容から読み取れないので、内容がわかるように記載した方がよい。2点目、施策指標として、この達成度を上げるためには、学校図書館図書標準の何をクリアすれば良いのかが不透明であるので、補足すべきではないか。3点目、施策指標を毎年見直ししているが、施策指標数が少ないと達成度が「○」以上でもB評価となるのに対し、施策指標数が多いと達成度に「×」があってもA評価となり違和感を覚える。各施策のシートにばらつきがあることから改善していただきたい。というような意見がありました。これに伴いまして、修正した点もございますが、指標につきましては後期計画の際に検討していきたいところです。

個別の内容説明につきましては長くなりますので、割愛させていただければと思います。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

有識者の選定についてですが、同じ方が携わられているのか年数等の基準について教えてください。

(教育部長)

特に基準は設けているものではありませんが、だいたい3年で代わられています。

(高野委員)

学校教育部門の有識者は令和4年度事業の点検・評価から、生涯学習部門の有識

者は令和5年度事業の点検・評価から携わっていただいていますので、同時に代わるというわけではないのでしょうか。

(教育部長)

あまり長くならないように、また、各部門の方が同時に変わることがないようにお願いをしているところです。

(高野委員)

分かりました。

(教育長職務代理者)

庁内会議を踏まえて修正したということですが、点検評価16ページの「教材活用や資料価値のある図書や資料を整え、学校図書館図書標準を達成した学校数」という部分では、学校図書館図書標準について、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準という説明が加えられたのだと思います。

説明の通りですが、これは文部科学省が定めているもので大きい学校は学級数も多いので、これだけあるべきですよという数はかなり多くなり、小さい学校は学級数が少ないので必要な冊数が少なくなります。計算式に学級数を当てはめることで算出できますので、この部分に「学級数において設定」という文言を付け加えていただくと、より分かりやすくなると思います。

(教育長)

庁内での政策会議の際に、そのような説明を行いました。特に奈良輪小学校は3年位前まで、子どもの数が少なかったもので、その時はクリアしていましたが、今は急激に子どもの数や学級数が増えており、本の冊数も増やしていますが、クリアできないという事態が起きています。

本の冊数は増えているのだけれど、それ以上に子どもの数が増えてしまいクリアできなくなってしまう。この指標が本当に正しいのかという問題もありますので、今後検討していきましょう。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

日程第5 報告

報告第1号 臨時代理の報告について（令和7年度一般会計補正予算
（第3号））

(教育長)

報告第1号について事務局の説明を求めます。

(教育総務課副参事)

初めに資料10ページ、令和7年度一般会計補正予算(第3号)の事項について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により報告するものです。

臨時代理を行った理由は、令和7年第3回(9月招集)袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別紙のとおり令和7年7月28日付けで市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが、急施を要したため、臨時代理を行ったものです。

袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第6条第1項により、令和7年第3回(9月招集)袖ヶ浦市議会定例会提出議案(令和6年度一般会計補正予算(第3号))に同意することについて、令和7年7月28日付けで教育長から袖ヶ浦市長へ臨時代理したものです。

次に、補正予算案の内容についてご説明いたします。14・15ページをご覧ください。細かくなりますが、今回の補正予算案について財政部局から提示されたものになります。補正予算案の内容につきましては参考資料4ページをご覧ください。

まず、歳入予算ですが、主なものとして、教育総務課の諸収入、奨学資金貸付金返還金過年度分でございますが、滞納繰越分の納付に係る増額により153,000円を計上いたします。次に、学校教育課の市立幼稚園管外受託事業収入は、木更津市在住園児2名分993,000円を計上し、その他を含め120万円の計上となります。

参考資料5ページ、歳出予算案の主なものといたしまして、教育総務課予算では、旧幽谷分校校舎の貸し出しに伴う委託費等に伴いまして434,000円の減額、中川小学校電話設備更新工事に伴い1,909,000円の増額。

次に、学校教育課では、小学校基礎学力向上支援教員配置事業の産休育休代職員の雇用に伴い、2,386,000円の増額。また、小学校特別支援教員活用事業、中学校基礎学力向上支援教員配置事業は、ともに職員の任用形態の変更・勤務時間数の増加に伴い3,650,000円の増額となります。

最後に、スポーツ振興課の総合運動場等管理事業では、総合運動場庭球場人工芝張替工事に伴い6,980,000円の増額補正予算を計上しています。

その他人件費等を含め、歳出補正は21,204,000円の増額となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

報告第 2 号 臨時代理の報告について（袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

（教育長）

報告第 2 号について事務局の説明を求めます。

（教育部参事（学校教育課長））

報告第 2 号、袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の改正について、急施を要するやむを得ない事情があるので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第 6 条第 1 項により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

令和 7 年第 3 回（9 月招集）袖ヶ浦市議会定例会に付議する教育委員会に係る条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、別紙のとおり 8 月 19 日付けで市長から意見を求められたもので、教育委員会の議決を要する案件であるが急施を要したため、8 月 20 日付けで臨時代理を行ったものです。

条例の内容については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法と呼ばれるもので、このマイナンバー法に基づいて、個人番号の利用および特定個人情報の状況提供に関する条例を本市では制定しています。

このマイナンバーは本来個人情報ですので、個人情報保護法により守られているものですが、行政手続きにおいては、このマイナンバーを活用して行政手続きを様々行い、個人情報保護法の特例として設定されているのが、いわばこのマイナンバー法でございます。

この法律がある中で、行政を行っているところですが、令和 3 年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律というものが制定され、システムの標準化と呼ばれものですが、この行政手続きにおけるシステムの標準化を図るに当たって、国から住登外者の取り扱い事項の事務について、それぞれの自治体の条例に明記するようにと指示されたものです。

「住登外者」とは、20 ページの条例の条文の内に「住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。）」に説明されております。住民基本台帳にない登録されていない者ですが、この方々を行政手続き上、取り扱わなくてはならない時に、その人のマイナンバーカードの増えた情報の取得等々について、フレキシブルに行えるようにするのが今回の条例の改正であります。

他市に住んでいて、本市に資産がある場合は課税をしなければならないので、市民課、課税課、納税課などでは、当然この業務が必要となってきますが、教育委員会

の業務では、ほとんど使用することはありませんが、準要保護児童のいわゆる就学援助事務と、特別支援教育の就学奨励費事務の2つがマイナンバーを活用する事務として教育委員会の中で唯一あるという状態でして、この業務の所掌が学校教育課であることから、ご報告をさせていただいております。

この業務に関わって、マイナンバーを登録し、また住登外者、他市に住んでいて本市の学校に通学していて、なおかつ、就学援助や奨励費を受け取る場合には、この事務の取り扱いが必要となることから、教育委員の皆様方にご報告をさせていただくところでございます。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

―― 質疑なし ――

日程第6 その他報告

(1) 令和6年度郷土博物館の運営に関する点検と評価について

(教育長)

その他報告(1)について事務局の説明を求めます。

(郷土博物館長)

まず、会議資料の41ページをご覧ください。経緯にあります通り、「博物館法」第9条や博物館の設置及び運営上の望ましい基準第4条第2項においては、郷土博物館では別冊3の袖ヶ浦市郷土博物館の使命―そではく35の展望―におきまして、博物館の4つの使命を掲げまして、その使命を遂行するための7つの活動目標を掲げ、今後、博物館が目指すべき姿として35項目のアクションプランを示し、そこに到達できたかどうかという運営状況の自己の検証と評価を行いました。

ここでは、令和6年度の博物館の運営状況を点検・評価を行い、博物館協議会で自己評価に対する点検・評価をいただきましたので、教育委員会に報告するものでございます。

公表までの流れについては、資料42ページの表に記載しておりますように、9月上旬に博物館のホームページを通じて公開予定でございます。

次に、内容について別冊2の資料をご覧ください。まず、評価の方法ですが、8ページの評価項目に示したように教育委員会の点検・評価に準じておりまして、達成率に応じた4段階の評価を行っております。

具体的には35項目のあるべき姿と呼んでおりますが、各アクションプランを4段階で評価しまして、それぞれの点数を、目標ごとに基準値を算出して、A～Cの3

段階で評価するものです。

結果につきましては、2から4ページにまとめてございます。

5ページ以降につきましては、7つの活動目標ごとの取り組み内容、自己評価、成果・効果、課題、今後の対応の調査について記載しております。

ここでは2～4ページの一覧にまとめたものでご説明いたします。

まず、この表ですけれども、左側に7つの活動目標が括弧で示してありまして、その右側に活動目標を達成するためのアクションプラン、あるべき姿、目標値の考え方、目標値、実績値、達成度となっております。

各評価についてですけれども、まず活動目標「(1) 地域の資料を守る－資料の収集と保管－」と「(2) 地域を探り、発信する－調査研究と成果活用－」は全て◎となっております。平均30点のA評価となります。

なお「(2) 地域を探り、発信する－調査研究と成果活用－」ですが、令和5年度評価でも全て◎でしたので、博物館協議会で審議しまして、令和7年度は目標値を変更することとしました。

次に「(3) 学習・知的交流の拠点になる－展示更新と情報発信－」は、3ページのあるべき姿「10. 利用者からの質問・相談に対応できる体制が整っている。」の達成度が○で、それ以外は◎でした。こちらでもA評価ということになりますけれども、令和7年度から目標値を見直しすることとなりました。

次に「(4) 地域のつながりを活かす－市民参画と地域連携－」では、あるべき姿「3. 地域連携によって新たな価値や経済効果が発見・創造され、その成果が発信されている。」が○ですが、それ以外は◎でA評価ということになります。

次に「(5) 安心・安全な施設にする－施設の維持管理と来館者への配慮－」、「(6) 博物館の社会的役割を意識する－地域への貢献－」、「(7) 博物館の個性を生かし、能力を伸ばす－自己研鑽と研修参加－」、は全て◎でA評価となっております。

そして、4ページの下の方に全体の評価をまとめておりますけれども、7つの活動目標は全てA評価という結果となっております。

その中で括弧表記に記されているものにつきましては、令和5年度の点検評価結果となっておりますので、今年度にあった△評価1項目は、だいたい改善されておりますので、令和6年度の取り組みとしては、概ね問題なかったものと自己評価をしておりますけれども、評価結果としては◎がほとんどであることから、先ほど申しましたけれども、考え方や目標値の見直しをし、次年度に繋げていきたいと考えております。

そして、ページをめくっていただきまして、27、28ページになりますけれども、博物館の点検に対する総合的な評価としまして、7つの活動のもとに総括しております。

説明は以上になります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

大変努力された結果が現れていると思います。

説明の中で目標を変更されるというお話しがありましたが、どのように変更するのかが決まっていたら教えて下さい。

(郷土博物館長)

いくつかありまして、活動目標「(2) 地域を探り、発信するー調査研究と成果活用ー」あるべき姿「1. 袖ヶ浦のことなら何でもわかる博物館になっている。」では、目標値の考え方を「ロビー展示の開催回数」とし、目標値は5回としました。

同じく活動目標(2)、あるべき姿「3. 地域資料に関する情報が集積し、収蔵資料に関する情報が常に更新されている。」の目標値は、ホームページで資料の公開件数を4件にしています。

他にも、いくつかありまして活動目標「(3) 学習・知的交流の拠点になるー展示更新と情報発信ー」あるべき姿「6. 未来館者に対し、来館を促す工夫がされている。」の目標値の考え方を、「ミュージアムフェスティバルの参加者数」に変更して、目標値を2, 500人としました。

次に活動目標(3)あるべき姿「8. さまざまなメディアを活用し、博物館活動のPRが継続されている。」の目標値の考え方を「Instagramの更新回数」に変更して、目標値を6回としています。ただし、この回数が少なく感じるかもしれませんが、初めての試みなので令和7年度については6回と設定いたしました。

次に活動目標(3)あるべき姿「10. 利用者からの質問・相談に対応できる体制が整っている。」の目標値の考え方を「レファレンス回答数」と変更しており、目標値は100%の回答数と変更しております。

続いて、活動目標(4)あるべき姿「3. 地域連携によって新たな価値や経済効果が発見・創造され、その成果が発信されている。」の目標値と考え方を変更しまして、公民館講座のアンケートによる達成度に変更し、割合を80%としました。

最後に、活動目標「(6) 博物館の社会的役割を意識するー地域への貢献ー」あるべき姿「2. 博物館活動と市民活動が一体となった活動を推進し、周辺の遺跡や歴史遺産の解明や深化に努めるためにボランティアを育成し、魅力的な活動が継続されている。」の目標値の考え方を「市民学芸員定例会参加者数」とし、目標値を「平均15人」に変更させていただいております。

(石井委員)

ありがとうございました。

昨年度だったと思いますが、抽象的な目標でなく数値目標を掲げていただいておりますが、そればかりですと、計画した時点で達成してしまうような懸念もあると発言した記憶があります。徐々に色々高い目標を設定していただき、それに取り組んでいただけるということがわかりましたので、今後もよろしくお願いいたします。

(高野委員)

今更ですが、ここにまとめられている課題や今後の対応などの意見が載っておりますが、この意見というのはデータを基にして、博物館協議会で出た意見をまとめているものなののでしょうか。どういう意見をまとめられているのでしょうか。

(郷土博物館長)

今回作成している資料は、あくまでも自己評価ということで、目標値に対する成果とこれまでの取組をまとめまして、成果・効果、そしてそれに対応する課題、今後の対応を自己点検としてまとめさせていただき、それに対して博物館協議会に提出しています。あくまでも博物館サイドの意見をまとめたものになります。

(高野委員)

ありがとうございます。

(2) 令和5年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価について

(教育長)

その他報告(2)について事務局の説明を求めます。

(中央図書館長)

まず、定例会資料の43ページに経緯がありますが、平成20年度の図書館法改正により、図書館の運営状況に関する評価と情報提供が求められるようになりました。

袖ヶ浦市立図書館は、平成23年度に袖ヶ浦市第3次図書館サービス網計画を策定し、それ以来、地域住民の代表である図書館協議会の協力を得ながら、図書館サービスの実施状況について年度ごとに点検・評価を行い、公表してまいりました。

令和3年度を初年度とする袖ヶ浦市第4次図書館サービス網計画を新たに策定し、今回は、前期計画4年目の点検・評価となります。また、サービス評価指標及び参考指標と数値目標につきましては、前期の最終年度である令和7年度を目標年次としています。

公表までのスケジュールですが、44ページの記載は令和7年度のスケジュールでございます。

令和7年度第1回図書館協議会におきまして、図書館協議会委員に意見を伺いました。本日、教育委員会定例会にて報告するものでございます。そして、9月に図書館のホームページを通じて公表する予定でございます。

別冊資料1ページの中段をご覧ください。この図書館サービス状況点検・評価の評価方法でございますが、袖ヶ浦市第4次図書館サービス網計画において、数値目

標を設定した指標は、サービス内容（１）に対応するサービス評価指標（①～⑪）となります。サービス内容（２）（３）に対応する参考指標（⑫～⑳）で構成されています。

これらの指標のうち、参考資料については主に活動指標であることから、評価の対象とせず、成果指標が主である①～⑪のサービス評価指標の達成度に基づいて評価するものとしております。

同資料２ページの評価方法ですが、サービスの評価指標①～⑪の目標値に対する達成度を４段階で表示しています。◎を１００％以上の達成率、○を８０％～１００％、△を６０％～８０％、×を６０％未満としています。達成度については、◎を３０点、○を２０点、△を１０点、×を０点として採点し、平均値を全体評価としてＡ・Ｂ・Ｃの３段階で評価しております。

同資料３ページをご覧ください。令和６年度袖ヶ浦市立図書館サービス状況点検・評価ですが、袖ヶ浦市第４次図書館サービス網計画に定めるサービス評価指標の、令和６年度における達成度は次のとおりとなっています。「①市民１人当たりの所蔵図書冊数」ですが、目標値１１．３冊で実績値１１．０冊、達成率９７．３％、達成度は○の２０点となります。「②袖ヶ浦市関係郷土行政資料の年間受入冊数」ですが、達成率１１０．７％、達成度◎の３０点。「③年間個人貸出利用者数」については、達成率８４．７％、達成度○、２０点となり、このように④以降⑪までの指標をご覧ください。

全体評価として、サービス評価指標１１項目の達成度の点数合計点２６０点を項目数１１で除算した平均値は２３．６点となり、全体評価は「Ｂ」となり、限りなくＡに近いＢです。

同４ページに総括があり、令和６年度は、サービス評価指標では、全１１項目全てで達成率８０％以上となり、そのうち達成率１００％を超えた項目は②、⑧、⑨、⑩の４つでした。達成度８０％以上１００％未満となった７項目は、それ以降に原因と対策を記載しています。５、６、７ページには取組内容について記載しております。８ページ以降は参考指標について記載していますので、後程ご覧ください。

（石井委員）

分かったら教えていただきたいのですが、３ページの点検・評価で、サービス評価指標⑪来館者満足度の目標値が８０％で、アンケート結果が「満足」「やや満足」の合計が７３．６％ということで、それ以外が２７％弱ありますが、例えば、理由を記載したようなものはありますか。

（中央図書館長）

こちらのアンケート項目は、アンケートの最後の項目の裏面にあったため、未回答が多くあったことが一番の原因だと聞いています。

今後はアンケート項目の最初に載せ、必ず回答してもらえるようにし、きちんと回答してもらえれば、袖ヶ浦市の図書館の満足度はかなり上昇するのではないかと考えております。

(石井委員)

確かに、アンケート項目を前に持つていくということも良いと思いますが、母数から未回答を除いたもので算出するという案もあるのではないのでしょうか。議論はありますが、そういうことも考えても良いかと思います。いずれにしても、この結果を見ると、袖ヶ浦市民はだいぶ厳しい評価をしているのかと思いましたけれども、そうではないということが分かり安心しました。

(教育長職務代理人)

関連した質問です。図書館への要望など記述式部分は全体的に好意的な感じだったのでしょうか。

(中央図書館長)

好意的だったと認識しております。

アンケートをまだ最後まで見ていないのですが、レファレンスも丁寧にやっていただけたということで、大変満足しているというような記載がありました。

(教育長職務代理人)

記述式の部分もとても重要になってくると思います。何かの時にまとめて見せて下さい。

(中央図書館長)

分かりました。

以上